

世阿弥自筆能本における用字原理

— 非字音語のばあい・「布留の能」を中心に —

望月郁子

## 内容

### 一 導言

二 世阿弥自筆能本におけるヲ・ワ・ウ・エ・イの用字法

三 世阿弥自筆能本におけるオ、ア・ハ・フ・ヘ・ヒ、キ・エの用字法

四 世阿弥自筆能本における用字原理の意味付け

付 世阿弥自筆能本における用字法上の例外諸事例

### 一 導言

世阿弥自筆能本は、その存在が斯界に紹介されて久しいが、平成六年四月わんや書店から川瀬一馬編『世阿弥自筆能本十一番集』が刊行されて、一般に身近な存在となった。

同文献は片仮名書きであるが、一見して誰しもがすらすら読めるものではあるまい。用字原理が即座には把握しにくい。

〈世阿弥の片仮名書の用字法の特徴〉を、表章は以下のごとくであるという（表章・後藤ゆう子「世阿弥の平仮名書の用字法の特徴」（能楽研究 第五号・六号）の第一節）。

「世阿弥の片仮名書には、用字法（使用文字と表記法）の面でかなり顕著な特色が認められる。これは比較的よく知られていることで、世阿弥自筆文書の国語資料としての価値を高からしめている主要な原因ともなっているのであるが、当時の片仮名書一般に見られる傾向——オの音の表記に「ヲ」のみを用い、「オ」を全く使用しないことや、ネを「子」、マを「一」と書くことなど——を除いても、左の諸点を特色として指摘できる。

(1)、ホの音を示すには古体の片仮名たる「了」(「保」の旁に基づく)を専ら使用し、「ホ」は、「カホ」(顔)などオと発音する所や、「ヲホエ」(覚え)など濁音の所に、稀に用いるだけであること。

(2)、「高野へは」を「カウヤエワ」と書くなど、基本的には表音的表記法であること。

(3)、促音や漢字入声音を示す「ツ」を、「イッハ」(言っぱ)、「コッセン」(忽然)、「コシッ」(故実)など、右に寄せて書く例が多いこと。

(4)、二つ点または三つ点によって、濁音を濁点で示している例が多いこと(但し書状は濁点を使用せず)。

これらの特色は、(1)がやや異質であり、(2)が金春禅竹の片仮名書(『明宿集』など)にも見られる現象で必ずしも世阿弥の片仮名書に独自のものではない点などを考慮に入れる必要があるが、音曲の専門家であった世阿弥が音の書き分けに常人以上に神経をはたらかせていたことの反映と見られ、かなり個性的な現象である。しかも、応永二十一年の〈難波梅〉から晩年の「佐渡状」(①②③の例が見える)まで一貫して見られるのであるから、これらの特色を基準として、存疑のある片仮名書文書が世阿弥自筆か否かを判定することも出来るはずである。主観に左右されやすく、水かけ論に終わる惧れの強い筆跡による認定などよりは、用字法に基づく判断が遥かに大きな客観性を持っているとする主張できよう。」

表は同じ見地に立脚して平仮名書の用字法を徹底して論じた(上掲文献)。貴重な現存諸資料を駆使しての精緻な基礎研究である。

(この小論の課題・方法・見通し) 国語史学研究の見地からすると、世阿弥自筆能本の用字原理に接近する今一つの手がかりとして、〈音韻史と表記とのからみ〉特にハ行転呼音の表記の実態の究明がありそうである。そのあたりに焦点をしばって、上掲論文に導かれながら、世阿弥自筆能本の用字原理への接近を試みたいのであるが、この小論

では、能本を手懸ける手始めとして、世阿弥の用字原理を、非字音語を中心に、「布留之能」を主な調査対象として、追究したい。「布留之能」は非字音語が比較的豊富で字音語の仏教語彙が少なく、当該の調査に適していると思われる。調査は川瀬編『世阿弥自筆能本十一番集』による。「盛久」以下他の能は補助資料として適宜取り上げる。但し、「ヨロアシノ古本」「トモアキラノ能」を除く。

世阿弥の用字法理解には、音韻史上の若干の基礎的知識が必要不可欠である。国語史学研究者以外の読者を予想して、ここで箇条書きに示して置く。

1 /o/ > /uo/ の合流…1075年以前に完成。合流以前は、/o/ はオ・/uo/ はヲと表記上明確に区別されていたが、合流して /uo/ 一音となって以後、それまでの表記上の区別は失われた。

2 ハ行転呼音…母音間のハ行子音 /e/ の有声化。つまり語中語尾の /ea/ /ei/ /eu/ /ee/ /eo/ (ハヒフヘホ) が /na/ /ni/ /u/ /ue/ /uo/ (ワキウエウ) となる。十世紀後半から十一世紀にかけて一斉に起こった。それ以前ハヒフヘホと表記されていた語中語尾のハ行音は、以後ハヒフヘホと書く蓋然性が失われた。

3 /ue/ > /je/ の合流…鎌倉時代になって合流。合流以前は、/ue/ はエ・/je/ はエと表記上明確に区別されていたが、合流して /je/ 一音となって以後、それまでの表記上の区別は失われた。ちなみに、/e/ は950年頃までに /je/ に合流した。

4 /ni/ > /ri/ の合流…鎌倉時代になって合流。合流以前は、/E/ はキ・/ri/ はイと表記上明確に区別されていたが、合流して /ri/ 一音となって以後、それまでの表記上の区別は失われた。

これらの知識を当時の人々は持たなかった。世阿弥が1〜4にどう対処したか、その無意識のうちの対応を検討することが筆者にとっての課題だといってもよい。この小論での中心課題は、言い換えれば、/uo/ /na/ /u/ /je/

／＼の表示の仕方であり、具体的には、ヨ・ワ・ウ・エ・イの用字法と、オ、ホ（字体はアであるが、OA機器の便宜上ホで代用する。以下同）・ハ・フ・ヘ・ヒ、キ・エの用字法とを、「布留之能」における上記の仮名各々の使用の実態調査に基づいて究明することになる。

見通しとしては、自筆能本において世阿弥は、／no／の音はヲ、／na／の音はワ、／ri／はイ、／je／はエ、／u／はウによって表示するという（一音一片仮名）（但し、清音仮名が濁音を兼ることが多い）を原則としたようである。世阿弥は異体字を切り捨て（一音一字体）に撤した。とは、オ字を一切使用せず、助詞ハをワ、助詞ヘをエと書き、オモフ「思」・イフ「言」などハ行活用の語の活用語尾をハヒフヘホでなくワイウエヲと書き、キ・エも使わない……ということである。となると、助詞をハと書けば濁音バ、ヘシはベシと決まり、語中語尾のハヒフヘホは（濁点なしの濁音標示）の効用を担う場合を生じる。同文献には、濁音の期待される仮名のあるものに複点が施されているが、バ行濁音については、この（濁点なしの濁音標示）も視野に入れる必要が生じそうである。

として、問題は、ここまでの帰結として導きだされるであろう世阿弥自筆能本の用字原理が、世阿弥自身にとって平仮名片仮名を問わず常用の用字原理か、片仮名書にのみ共通のものか、能本執筆時に限られたものか、また、世阿弥に特有なのか、時代に共有なのか、である。それらを確かめるためには、世阿弥自筆の平仮名書・同能本以外の片仮名書・同時代の他の人々の片仮名書と、広範に渉る諸文献の用字法の調査が必要であるの言うまでもないが、

a 「お」と「を」の、アクセントによる使い分けの有無（平仮名の場合）

b ハ行転呼音の表記（平仮名・片仮名とも）

c 助詞ハの表記（片仮名の場合）

などを当面の目安として、諸文献を調査すれば、自筆能本の用字原理との異同の大筋は導けるであろう。その方法に

よって、この小論では、

①世阿弥自筆平仮名書として、1「花伝第六花修」・2五月十四日付書状<sup>①</sup>における「お」「を」の表れ方・ハ行転呼音の表記

②世阿弥自筆片仮名書として、1「花習内拔書」・2六月八日付書状における助詞ハの表記・ハ行転呼音の表記

③世阿弥以外の人の片仮名書として、吉田本『別紙口伝』における助詞ハの表記・ハ行転呼音の表記

の実態を調査したい。調査は、『花修』は表章・伊藤正義編『風姿花伝 影印三種』和泉書院刊所収、他は表章・加藤周一『世阿弥 禅竹』日本思想大系所収による。論述の都合上、①は「二六」(まとめ)に続けて、②③は「一二」(ワの使用法)に続けてとりあげる。

見通しを先に言えば、

①『花修』は、「お」「を」が相当程度まで書き分けられており、定家仮名遣<sup>②</sup>に則っている可能性がある。

②は、助詞ハにおけるハ表記のワ表記に対する比率が能本のそれに比して高めである。

③吉田本『別紙口伝』はハ表記でワ表記未詳。

となりそうである。となれば、世阿弥自筆能本における片仮名用字原理は能本執筆の為の独自の工夫であった可能性を、少なくとも全面的には、否定しにくいとなろう。

(残る諸問題) 国語史学の立場からすれば、世阿弥自筆能本を室町時代語の史料として活用する前に、確かめなければならない事は多々ある。

同文献は、能という舞台芸術を大夫に伝授するためのものである。そもそも能は非日常の世界であり、その言語も多分に非日常的であって、狂言のような日常性を備えていないのは自明であるが、観客あつての能である以上、そ

の言語には観客との間にそれ相応のコミュニケーションは成立したはずである。聴覚上の美しさも要求される。「九州」をキウシウとわけて謡うとか、浮カベをウカメと謡うこともある。そのあたりが難解であるが、そういう芸術上の特性を考慮に入れて、世阿弥自筆能本の言語を全体的包括的に検討考察しなければなるまい。

そのためには、同文献の用字原理を、前掲「布留の能」に多出する非字音語だけでなく、仏語等の字音語の双方に涉って追究しなければならない。屢当該文献の特色とされる複点とツ・ツにしても、濁音の期待される仮名もしくは促音の期待される仮名のすべてに複点もしくはッ・ツがあるのではない。個々の複点・ッ・ツについて、それらを書き入れなければならない理由の解明が要求される。連声・開合の区別・四つ仮名の区別・鼻音・ $\text{ㄅ}$ / $\text{ㄆ}$ の交替・長音等、室町時代語の諸問題に、同文献が果たして何処まで厳密に対応しているか、突き止められるところまで突き止めなければならない。それらの作業をふまえて、世阿弥自筆能本が室町時代語の一史料たり得るか否かの検討が可能となるであろう。

(割愛事項) 中心課題に入る前に、調査対象とする世阿弥自筆「布留之能」全体のイメージを紹介し、謡以外の上演上の種々の指示があること、片仮名表記とは云え若干の漢字表記が混在することを確認すべきであるが、紙幅の都合上割愛する。(注10の別の小論で「トモアキラノ能」を軸に若干言及した。)

この小論の調査の直接の対象とする複製本は、写真が鮮明であるとは云えない。書き込み・抹消箇所もある。不審箇所についての、世阿弥自筆本そのものによる確認作業が、調査の手續きとして必要不可欠であるが、その期を得ないまま、専ら川瀬編の複製本によっている。そこに限界がある。

## 二 世阿弥自筆能本におけるヲ・ワ・ウ・エ・イの用字法と非字音語を中心に

世阿弥自筆能本「布留之能」における片仮名の用字原理に接近する手がかりを、ヲ・ワ・ウ・エ・イの使用の実態に求めたい。各仮名別に当該事例を列挙する。

以下、個々の事例（語）の示し方は、片仮名部分が『世阿弥自筆能本十一番集』所収の「布留之能」の表記、複点のある仮名に限って濁点を付す。数字は所在で頁数—行数、「」内に漢字で語義を特定することにする。

〔二一〕（ヲの使用法） 世阿弥の時代に／ $\text{e}^{\circ}$ ／と意識された音を史的に見ると次の三種類が在った。即ち、

- (1) / $\text{o}$ ／が/ $\text{no}$ ／に合流する以前に/ $\text{o}$ ／であり、オと表記されていたもの
- (2) ハ行転呼が一般化する以前に語中語尾に位置し、/ $\text{e}^{\circ}$ ／でホと表記されていたもの
- (3) / $\text{o}$ ／が/ $\text{no}$ ／に合流する以前から/ $\text{no}$ ／であったもの

である。世阿弥自筆「布留之能」に表れるヲを抜き出し、右の(1)と(3)に分けて整理すると次のごとくである。

- (1) / $\text{o}$ ／ $\checkmark$ / $\text{no}$ ／ 以前にオ表記であったもの 当該諸事例について念のために説明すれば、/ $\text{o}$ ／と/ $\text{no}$ ／との区別のあった時代には「置」はオク、「送」はオクリと、これらの語の語頭の仮名はオと表記されたのに対し、/ $\text{no}$ ／一音となって久しい時代の世阿弥はヲク・ヲクリ以下ヲ表記である。オ表記は管見に入らない。

〔置〕	ヲク123-6	〔送〕	ヲクリ126-10	〔押〕	ヲシヒラキ130-9	〔音〕	ヲト124-4	〔負ふ〕	ヲウ123-6,
	124-3, 125-5	〔御〕	ヲ、ンカシ126-6	〔御〕	ヲワシマシ126-12	〔御〕	ヲタツ子125-2	〔思ふ〕	ヲモイ
	127-11	〔思出〕	ヲモイ、テタリ130-2	〔面影〕	ヲモカケ130-4	〔面白〕	ヲモシロ125-8, -10, 129-13		
〔及ぶ〕	ヲモヒ125-4	〔織る〕	ヲル124-6	〔愚か〕	ヲロカ128-1				



(2) (ハ行転呼以前にホ表記であったもの) 以下のごとくヲ表記である。ハ行転呼以前の普通の表記を各事例の下の( )内に示す。

〔百〕イヲハタ 五百機 124-6 (ハ行転呼以前にはイホハタ)

〔御〕ヲ、ンカミ 御神 126-6 (オホムガミ)

〔凍る〕サエコヲリ 129-13 (サエコホリ)

〔猶〕ナヲ 124-2, 129-3 (ナホ)

〔装ひ〕ヨソヲイ 124-11 (ヨソホヒ)

(3) (／＼／＼／＼／＼以前にヲ表記であったもの) ヲ表記である。

助詞ヲ 法ノチカラヲシルベニテ 123-2 (他事例略) 名詞 ヲカシ 128-5

〔拜〕ヲカミ 124-10, 127-11 ヲカマン 128-5, ヲカム 128-13 〔治〕ヲサマリ 127-1, 130-9 〔教へ〕ヲ

シエ 125-5, 126-1 〔終〕ヲワリ 128-13 〔折〕ヲリ 124-5, 125-8, 129-7 〔女〕ヲンナ 124-12, 〔青〕

アヲニキテ 129-12 〔素盞鳴<sup>(3)</sup>〕ソサノヲ 126-6

以上のごとく、世阿弥の時代に／＼／＼と意識されたであろう音は、(1)(2)(3)の区別なく一様にヲと表示されている。

## 〔二二〕(ワの使用法)

(1) (ハ行転呼以前にハ表記であったもの) 世阿弥の時代の／＼a／＼には、ハ行転呼以前に／＼a／＼であってハと表記されていたものが含まれている。中でも使用頻度数の高い語は助詞ハである(助詞・助動詞は語として独立するが、音声言語としては自立語に付着融合して文節を形成し、文節中で語中・語尾に準じる)。世阿弥は、以下の様に、助詞ハも含めて、これらをワで表記した。以下の各事例の下の( )内にハ行転呼以前の表記を示して置く。

- 助詞ハ コフ 124-14 (ロン) コナフ 123-3 (ロン) フルトフ 125-2, -3, 126-1, 128-8 (フルトハ)  
 ツイニフ 127-1 (ツヒニン)  
 ヽフ 123-4, 124-8, -12, 125-6, -7, 126-2, -2, -5, -11, 127-8, -10, -11, -14, 128-5, -10, -12,  
 129-2, 130-8, -8, -9 (〜ハ) ……例外三例は後述
- [逢] アフデ 124-6 (アハデ) [隣] アフレシ 128-4 (アハレシ)  
 [現] アラワシ 126-9, アラフシ 129-10 (アラハシ、アラハレ)  
 [洗] アラワン 124-5, 125-13, -13 (アラハム)  
 [謂] イワレ 125-1, -2, 126-1, 127-9 (イハレ)  
 [承] ウケタマワリ 125-4, 126-1 ウケタマワル 125-14 (ウケタマハリ、〜ハル)  
 ヲワシマス 126-12 (オハシマス)
- [川] カワ 124-14, 126-3, 128-7 カワカシ 126-7, 127-4, 130-3 カワシヅ 124-13 (カハ) タマシマカ  
 ワ 124-8 (〜ガハ) シタラシガワ 124-9
- [詳] クワシク 125-5, 126-4, 127-10 (クハシク)  
 [即] スナワチ 126-11 (スナハチ)
- [候] 候ワン 126-4 候ワハ 128-11 (候ハム、〜ハバ)
- [干磐破] チワヤフル 129-3 (チハヤブル) [庭火] ニワヒ 129-12 (ニハビ)
- [女童] メノワラワ 124-9 (メノワラハ) [終] ヲワリ 128-13 (ヲハリ)

(2) 上代以来、世阿弥の時代(以下当時)まで変わらずなものはワ表記(事例略)。

当時 / na / と意識されたであろう音は、(1)(2)を問わずワと表示されている。

\* (例外) 但し「布留」では、(1)の例外として次の三例——助詞ハのハ表記——がある。

ホウリキニハ 127-12 コレハ 124-11 ホウカイノウチニハ 128-2...

後の二例とも仮名字体がハで、ワとの紛らわしさは回避されている。「布留」における助詞ハの事例30のうち27がワ表記、3がハ表記、例外は10%である。

〔能本以外の片仮名書の用字法〕

当該の世阿弥自筆能本の用字原理が、能本固有のものか、世阿弥片仮名書に共有のものか、さらには、当時の片仮名書全般に共有かの吟味が必要である。

表章「世阿弥と禅竹の伝書」(『世阿弥 禅竹』解説)によれば、能本以外の世阿弥自筆片仮名書とされるものに②1「花習内拔書」と②2六月八日付書状がある。世阿弥自筆ではないが片仮名書の重要な伝書に③吉田本『別紙口伝』がある(②③…の番号は前述「導言」の説明に従った)。

世阿弥自筆能本の用字原理をこられる文献のそれらと対比検討するためには、片仮名書を現物もしくはその写真によって綿密かつ多角的に調査しなければならないが、対比検討の目安として有効なのは、助詞ハのワ表記の徹底度ではなからうか。助詞ハは事例数が多く、「布留之能」では、30事例中、ハ表記3、ワ表記27でワ表記の徹底度は90%である。自筆能本九本中のハ表記はこの小論の「付」の「I」①に見るごとく僅少である。これを目安の一つとして、ここで、上掲三文献の用字法に接近したい。

(②1「花習内拔書」) 調査の結果は以下のごとくである。

助詞ハの表記

ハ表記…ワザハ 68-8 申ハ 68-13, -14, 69-1, -2, -2, -4 御ザシキハ 70-5 コトハ 70-9 トキハ 70-13  
 ワ表記…コレワ 68-5, -10, -13, 69-1, 70-5, -8 カブワ 68-8 ノウワ 68-9, 69-7, -8 ハワ 68-15 四バン  
 メワ 68-16 マタワ 68-17, 69-4 キウワ 69-3, -7, 70-16 ムカシワ 69-5 五バンメワ 69-5 タウ  
 ジワ 69-6 ソレワ 69-13 サルガクワ 69-13 御ココロワ 69-13 ヨクワ 70-8 ブンワ 70-12  
 ニワ…コマカニワ 68-11 ハニワ 68-13 四五バンニワ 69-5 アテガイニワ 69-9 ノウニワ 69-8  
 トブンニワ 70-3 トキニワ 70-14  
 テワ…ナリテワ 69-6

助詞ハのハ表記10例、ワ表記33例。ワ表記が77%弱。「布留之能」よりやや低い。「申ハ」が目立つが、世阿弥自筆能本九番のばあい、助詞ハのハ表記事例中「申ハ」は江口・雲林院の各一例であり(後述「付」の「I」①)、ハ表記が「申」に集中してはいない。

助詞へのエ表記、ハ行転呼音の非ハ行仮名表記については、以下のように能本のばあいとさして矛盾を生じないが、事例の絶対数が不足するのは止むを得ない。

助詞への表記 エ表記 チウエ キウエ

ハ行転呼音(活用語は終止形に統一)

転呼以前ホ表記…ナヲく ナヲ

転呼以前ハ表記…クワシ2例 カワル3例 アラワス2例 アワズ

転呼以前へ表記…ヒカエ カエリテ

(②六月八日付書状) 調査結果は左のごとくである。

## 助詞ハの表記

ハ表記…コレハ<sup>1</sup> 三体ノ外ハ<sup>2</sup> ミチノ心ハ<sup>20</sup>

ワ表記…コナタノリウニワ<sup>2</sup> 力動ナンドワ<sup>9</sup> 妙文ワ<sup>22</sup>

## ハ行転呼音

転呼以前ホ表記…ナヲく<sup>2</sup>例 イキヲイ

転呼以前ハ表記…クワシク<sup>2</sup>例 マカリノホリテ候ワハ せさせ給候ワン事 候ワテ

転呼以前へ表記…候へハ 仕テ候へ 申候へハ

転呼以前ヒ表記…イキヲイ

／＼の表記…オ表記なし

ヲヤ ヲサマリ ヲホシメサレ ヲアシメサレ

仮名字体 「了」 コノ了ト ヲアシメサレ メウ了ウ

\*「ホ」 ヲホシメサレ

\*「ゐ」 ゐ中

能本の用字法とすんなり一致しないものに\*を付した。助詞ハの表記は、ハが三例・ワが三例、それぞれが交互に表れる。「候へ」は能本にも多出（付）の「II」②。

六月八日付書状を、能本の用字原理と同一と見るかどうか。断定するには事例の絶対量が少なすぎることに②1「花習内抜書」と同様である。即断は控えるべきであろうか。

③吉田本『別紙口伝』 『花伝第七別紙口伝』の諸伝本中、片仮名書きの吉田本における助詞ハの表記を、『世阿

弥禅竹』（日本思想大系所収）の同文献により、冒頭から順次調査してみよう。吉田本『別紙口伝』でも、「布留之能」と同様の現象が表れれば、助詞ハのワ表記は世阿弥独自の用字法ではないとなる。冒頭三十六行にわたって順次列挙する。算用数字は大系本の頁数と行数である。

コレ三ツハ同ジ心ナリ 55-5 シ出スニテハアルベカラズ 69 残シテハカナフマジキ 56-3 為手ハ 4 夏草ノ花  
 ハナクテ 1 持チテ出デタランハ 8 花ハ 9 トアルハ 11 花トテ別ニハナキモノナリ 12 花ハ心種ハ態  
 12 鬼バカリヨクセン者ハ 13 シ出シタランハ 14 余ノ風体ハナクテ 15 見所ニ花ハアルベカラズ 16  
 スルナラデハ 18 花トイフハ 18 花ハアルベカラズ 57-3

以上、冒頭三六行中に助詞ハは一八あり、一八とも「ハ」表記である。以下事例は省略するが、「ハ」表記のみで、同文献中助詞ハの「ワ」表記は管見に入らない。これ一つをとっても能本における表音標示への撤し方は、能楽論書におけるのとは格段の相違があると認めなければなるまい。

ちなみに、ハ行転呼以前にハ表記であり、吉田本でもハ表記の事例を抜き出せば、

云ハク 57-4, 63-15 合ハセテ 58-9 カナハヌ 58-18 スナハチ 59-15, 64-1 逢ハザラン 60-10 ロトハリ 60-  
 18, 61-1, 62-1, -2, 69-10 アラハセバ 61-9 アラハサズトモ 62-6 思ハン時 63-18 ヲハリテ 64-9

以上、十語一六事例がある。世阿弥自筆能本「布留之能」では全例ワ表記で例外となるハ表記は見当たらなかった。

世阿弥自筆能本「布留之能」と吉田本『別紙口伝』とは、共に片仮名書であっても、用字原理が同一であると見ることは出来ない。吉田本『別紙口伝』は、②「花習内拔書」「六月八日付書状」との距離も大きい。能本の用字原理と近いのは②の二つであるが、片仮名の表音性の徹底させ方という点では、能本が②の二つより先んじているとだけはいえるであろう。ちなみに、禅竹の片仮名用字法については世阿弥のその継承の可能性という側面を加味して検

「布留之能」に戻る。

【二3】(ウの使用法)

(1) (ハ行転呼以前にフ表記であったもの) 左の諸事例がある。

【洗】アラウ 124-2 アラウラン 124-7 アラウ事 124-13, 14 (アラフ) 【言】仏トイウモ 128-4 (イフ

モ) 【負】ナニシヲウ 124-3, 125-5 ナニヲウ 123-6 (オフ) 【今日】ケウ 125-11 (ケフ) 【侍】サン

ザブラウ 124-11 (サンザムラフ) 【添】ソウ 124-5 テリソウヤ 128-15 (ソフ)

【給】アラワシタマウ 126-9 ヲサマリタマウヨリ 127-2 タマウ事 127-2 ジゲンシタマウコト 127-12

サ、ケタマウソ 129-9 タマウ 129-10 (タマフ)

(2) 上代以来、当時まで変わらず／＼のものはウ表記(事例略)

以上、(1)(2)を問わずウと表示されている。

【二4】(エの使用法)

(1) (ハ行転呼以前にへ表記であったもの) エ表記である。

助詞へ ゴテンノウチエ 130-9 (ノノウチへ)

助詞サへ ソレサエ 124-8 (ソレサへ)

【洗】アラエハ 127-8 (アラハヅ) 【上】ウエ 124-13 (ウへ) 【帰】カエル 125-6 (カヘル) 【添】カケン

エテ 125-13 ソエテ 129-11 (ソへテ) 【従】シタカエ 126-7 (シタガへ) 【妙】シロタエノ 127-8, 129-13

タエ 129-8 (タへ) 【仕】ツカエ マイラスル 124-12 (ツカハマキラスル) 【教】(ヲ)、シエ給へ 125-5

ヲシエ 125-14 (ヲシク)

(2)  $\langle ue/\rangle/\langle je/\rangle$  以前にエ表記であったもの

[末] チカイノスエ 129-6 (チカヒノスエ)

[故] ユエ 127-5, 129-10 (ユエ)

[声] カ子ノコエ 129-7 (カネノコエ)

(3)  $\langle e/\rangle/\langle je/\rangle$ 以降、当時まで $\langle je/\rangle$ のものはエ表記(事例略)

以上、(1)(2)(3)を問わずエと表示されている。

\* (例外) 但し「布留之能」における(1)の例外に以下の5例がある。

[給] 給へ … カタリ給へ 125-1 (ヲ)、シエ給へ 125-5 キリ給へ 130-5

[候] 候へ … ウケタマワリタクコン候へ 126-1

[整] ト、ノへ 126-12

世阿弥のエの字体は終画が右下がりになる傾向があり、へと紛らわしい場合があるが、当該5例はエではなくへと判定すべき事例である。(当例外の類例は、後述「付」の「II a」を参照されたい。)

〔二五〕(イの使用法)

(1) (ハ行転呼以前にヒ表記であったもの)

[洗] アライシ 124-8, 126-3, 127-4, アライナカラ 124-10, アライタリシニ 128-7 (アラヒ) [言] カシ

トイ、仏トイウモ 128-3, イノナカラ 129-11 (イヒ) [思] ヲモイモヨラス 127-11 ヲモイノテタリ 130

-2 (オモヒ) [給] タマイシ 126-11, -12, 127-5, タマイテ 127-4 (タマヒ) [誓] チカイ 125-9, 129-6



(チカヒ) [遂] ツイニ 127-1 (ツヒニ) [装] ヨソライ 124-11 (ヨソホヒ)

(2) (／E／／／) 以前にキ表記であったもの)

[参] マイラハヤ 123-5 マイラスル 124-12 マイラセ 126-4 (マキラ)

(3) 上代以来、当時まで／i／のものはい表記(事例略)

以上、(1)(2)(3)を問わずいと表示されている。

\* (例外) 2の例外に [鳥居] トリキ 123-8 がある。(後述「付」の「VI b」)

「二六」(まとめ) 以上、『世阿弥自筆能本十一番』の「布留之能」における片仮名ヲ・ワ・ウ・エ・イ使用の実態である。／eo／の音をヲ、／na／をワ、／E／をウ、／je／をエ、／i／をイによって表記するとして、若干の例外——助詞ハのハ表記(三例)、給へ・候へ・整へのへ表記(五例)、鳥居のキ表記(一例)——が存在したが、それらは、ヲ・ワ・ウ・エ・イ各仮名の使用法の大筋を左右するものではない。とりわけ、／na／と発音される助詞ハをワ、／je／と発音される助詞へをエと表記する結果、ワ・エの使用頻度は高くなり、ヲ・ワ・ウ・エ・イが当該文献における片仮名使用の中樞を占めると見て、さして問題はあまい。

例外諸事例については、『世阿弥自筆能本十一番集』所収の他の世阿弥自筆能本の例外事例を一括して、例外たる所以を検討考察すべきであるが、事例を「付」(後述)に列挙するに留める。

#### 「世阿弥自筆平仮名本の用字原理」

上述の能本の用字原理が世阿弥自身にとって常用の、つまり能本以外のものを書く際にも則るべき用字原理であったかどうか、片仮名書については若干検討を試みた(前述「二二」(ワの使用法))。平仮名書との対比検討が残っている。

平仮名書で検討すべきは、① 1「花伝第六花修」2 五月十四日付書状である(前述「導言」)。

①「花伝第六花修」 鎌倉期以降の平仮名文献における用字原理として、先ず吟味すべきは、定家仮名遣に則っているか否かである。そのための目安がアクセントが高いか低いかによる「を」「お」の書き分けである。調査の結果は次のごとくである。

( ) 内は院政期を中心とする時期の当該の語の /mo/ の音調 (音節のアクセント)。(上) は高平調、(平) は低平調。算用数字は所在の頁数と行数。平仮名字体はOA機器の字体によって代表する。

〈「を」表記(上)の事例〉…九語九五例

助詞を (上) 能のほんをかく事 195-1, (以下事例略) 196-1, 197-2, -5, 198-1, -2, -4, -4, 199-7,

200-1, -3, -4, 201-4, -8, -8, …全 69

助詞をも (上) 211-1, -9, 212-3

助詞をば (上) わきのちるかくきは 196-4, (以下事例略) 197-3, 206-3, -6, 210-4, -6, 211-5, 214-8,

221-2, -4, 222-5 全11

をいて [於] (上) 205-6

をしいだし [押出] (上) 218-1

をのづから [自] (上) 198-5, 206-5, 210-3, -8, 211-2, 212-1, -8

をのれ [己] (上) 212-3

みみとをき [耳遠] (上) 198-7

なを [猶] (上) 203-1, 209-2

〈「お」表記(平)の事例〉…九語二十例

おつる	[落]	(平)	212-8
おなじ	[同]	(平)	201-4
おほかた	[大方]	(平平)	195-3, 196-2, 200-4
おほきに	[大]	(平平)	216-5
おほし	[多]	(平平)	207-7
おほよその	[大]	(平平)	100-1
おもしろ	[面白]	(平)	おもじろや 197-6, 199-8, 203-7 おもじろく 200-5 おもじろしと 203-6 おもしろかるべし 200-3

おもひ	[思]	(平)	202-2 おもひわく 203-2 おもふ 211-1 おもふ心 210-6 おもひの外 218-3
おろそか	[疎]	(平)	210-5

〈混線の事例〉…三語三例

おいて	[於]	(上)	209-6
をさむ	[治]	(平)	208-2
をらせ	[折]	(平)	218-4

以上、非字音語の / $\text{Eo}$ / 音の表記である。混線の事例があるとはいえ、院政期を中心とする時期に高平調(上)であった / $\text{Eo}$ / 音を「を」、低平調(平)であった / $\text{Eo}$ / 音を「お」と相当程度きちんと書き分けられている。これは偶然ではなく、世阿弥が『花修』においてそう書き分けていたことを意味する。

更に、助詞ハは「ハ」表記で、「わ」とは書かれていない。ハ行転呼音は「を・わ・う・え・い」表記が皆無では

ないにせよ、ハ行の仮名によって表記されるのが支配的である。「故」が「ゆへ」表記である。つまり、定家仮名遣に則った表記と見なければならぬ。

定家の死後百年を待たず、一四世紀になると、日本語のアクセント史上最大の変化——平平↓上平、平平平↓上平、：——がおきた。その結果、定家の「お」「を」書き分けの根拠は現実に理解されにくくなった。一三六三年生誕の世阿弥が自己のアクセントを内省して「お」「を」の書き分けが自然にできるはずはない。にもかかわらず、相当厳密に定家仮名遣を踏襲している。此の事實は、世阿弥が定家仮名遣をすっかり習得していたことを物語るものとして留意すべきである。定家仮名遣は、その用字原理は理解されなくても、定家の権威尊守のために和歌の家に受け継がれ、和歌・連歌愛好者に尊重された。能の作成に和歌は必要不可欠であった。世阿弥が平仮名書きをすれば、自然に『花修』のような用字原理に則って筆が動いたのではなかったか。世阿弥自筆『別紙口伝』の第十五丁裏の「判読可能」諸文字に「おろそかなれ」「おそるべし」がある。<sup>(4)</sup>この二語の院政期を中心とする時期の語調は、オソカ(平平上平)、オソル(平平上)である。

①2五月十四日付書状) 調査の結果は以下のごとくである。

「を」「お」の書き分け。算用数字は所在で行数を示す。

〈「を」(上)の事例〉

助詞を (上) 7, 10, 18, 18, 20, 21, 31

をば (上) 10,

なをなを 17……ナヲ [尚](平上)で「を」(上)

〈「お」(平)の事例〉

おほせ (平) 14,

おほえ (平) 23, 28, 29,

おろか 追記部分 院政期に、オロカ(上上平)の事例はある。但し三音節のカスカ・ハルカなどゝカの型

は(平上平)が普通。それにならって「お」(平)か。

院政期を中心とする時期に、高く発音される /*ɸo*/ を「を」、低く発音される /*ɸo*/ を「お」と書き分けていること、

① 1 『花修』と同様である。

助詞ハは、14例。すべてがハ表記である(外ニハ 事ハ うへハ 一見にハ 分ハ 申ハ 二代ハ 御能ハ 見所ハ 手の事ハ 御能よりハ 御能ハ 事ハ 一見にハ)。

助詞へはへ(北国へ)

ハ行転呼音は「を・い」表記が「なをく」「うたかい 8, 15」と在るが、ハ行仮名表記が「うへ」「ねりかへし」「候へバ」「あふみ」「おほせ」「うたがひなく 27」と優勢か。

能楽論書『花修』『別紙口伝』を平仮名で定家仮名遣に則って書く世阿弥が、能本となると片仮名で全く別の用字原理に則って書いたのである。

世阿弥自筆能本に見てきた片仮名の用字原理は、能本執筆に際しての用字原理であった可能性が大きいとなる。へ世阿弥仮名遣とでも称すべきか。として問題は、へ能本はなぜ片仮名でなければならなかったかである。それについては「四」で考察したい。

## 三 世阿弥自筆能本におけるオ、ホ・ハ・フ・ヘ・ヒ、オ・エの用字法と非字音語を中心に

世阿弥自筆能本の片仮名使用の中枢をなすヲ・ワ・ウ・エ・イの用字法が上述のごとくであるとなると、音韻史上それらに対応する可能性のあるホ・ハ・フ・ヘ・ヒ各々の仮名について、同文献における使用の実態を調査する必要がある。

「布留之能」における、ホ・ハ・フ・ヘ・ヒの仮名を含む語をすべて抜き出し、各仮名別に、当該の仮名が(1)語頭か、(2)語中語尾か、(3)字音語中か(紙幅上割愛)、によって分類し、当該諸事例を列挙すれば、以下のごとくである。ヲとの関係でオから始める。

〔三1〕(オの使用法) …オ字の使用例は管見に入らない。世阿弥には／ $\text{e}\text{o}$ ／音を書くための片仮名はヲ一字であるべきであり、オは意識の外に締め出されていたとみとめなければならない。

〔三2〕(予の使用法) …「ホ」で代用)

- (1) (語頭のホ…／ $\text{e}\text{o}$ ／標示)   〔細布〕ホソヌノ 125-11   〔仏〕ホトケ 128-2   〔程〕ホトナク 123-7   ホトニ 128-9   ホノくト 130-8, -8

これらの語頭のハ行の仮名がハ行音を標示するについては特に言う必要もない。注意すべきは、〔三2〕と〔三6〕を通じて、仮名ハヒフヘホがハ行音を標示するのは、世阿弥自筆能本において(1)の語頭に位置する場合以外に原則として見当らないことである。

(2) (語中のホ…／ $\text{b}\text{o}$ ／標示)   〔守〕マホリ 127-2   マホル 126-8<sup>(5)</sup> マホリはマモリに対する／ $\text{m}$ ／／ $\text{b}$ ／の交替形であり、仮名「ホ」は濁音／ $\text{b}\text{o}$ ／、現実には／ $\text{m}\text{o}$ ／を標示するか。

一体、語中（語尾）のハ行の仮名であるが、ハ行転呼が一般化して（十一世紀）以後、語中語尾にハ行音自体が存在しなくなった。「おもふ」「思」、こひ「恋」、にほひ「匂」という表記は音と乖離しながら残りはしたが、表記のきまりはなく、思い思いに書かれた。世阿弥の片仮名書き能本では、それらはヲ・ワ・ウ・エ・イで表記されたこと前述（二二）の通りである。となると、世阿弥自筆能本における語中（語尾）のハ行の仮名は、いわば〈濁点なしの濁音標示〉——現実には／ $\text{ɸ}$ ／音標示のこともあり得る——としての効用を果たしたのではないか。例えば、助詞ハをワと書いた（前述「二二」）世阿弥は、後述「三三」(2)では、助詞バをハ、バヤをハマ、バカリをハカリ、ベシをヘシと書いている。〈濁音は濁点によって標示する〉ことが未だ一般化から程遠かった当時、濁音を清音仮名で書くのは自然である。ハ行転呼音のワイウエヲ表記に撤している世阿弥の場合、語中語尾もしくは文節冒頭以外のハ行の仮名は実質濁音仮名と意識されていたとしてもさして不自然ではあるまい。念のために言えば、これはあくまで世阿弥自筆能本で言えることであって、世阿弥自筆本でも平仮名書きの能楽論『花修』においては事態は全く別である。以下、(1)(2)についての説明は、特に問題のない限り、ここで代表し、重複を避ける。

【三三】（ハの使用法）

- (1)（語頭のハ…/ɸa/標示）
- |             |         |           |       |         |                      |
|-------------|---------|-----------|-------|---------|----------------------|
| [葉]（ナラノ）ハ   | 123-6   | [橋] ハシ    | 125-8 | [始] ハシメ | 124-3, 125-4, 128-12 |
| [端張] ハタバリ   | 125-12  | [初] ハツシユキ | 125-8 | [早] ハヤ  | 124-4                |
| [原]（ミカサノ）ハラ |         |           |       |         |                      |
| 123-7       | [晴] ハル、 | 123-10    |       |         |                      |
- （複合語後部構成要素冒頭のハ）
- |          |           |       |       |          |       |           |
|----------|-----------|-------|-------|----------|-------|-----------|
| [橋] カケハシ | 125-7     | タカハシ  | 125-9 | [機] イヲハタ | 124-6 | [果] タエハテ、 |
| 130-5    | [早] イチハヤキ | 129-3 |       |          |       |           |

右のカケハシ・タカハシ等のハの清濁が問題である。理屈としては、複合化が緩ければ清音、連濁をおこしていれば

濁音となるが、事は能の世界である。個別の事例毎に、澄むか濁るか、古くからの謡いぐせに頼るほかあるまい。

(2) (語中のハ…/ba/標示) 〔暫〕シハラク 128-2 〔葉〕サカキハ 129-12 ハタバリ 125-12 タナバタ 124-

6 ヤイバ 129-3 〔花〕ユウハナ 129-11

〔助詞バ〕 アラエハ 127-8 キケハ 130-2 シカレハ 126-13 ナカメセハ 125-11 候ワハ 128-11 給へ

ハ 130-5 ナレハ 125-5, 127-14, 129-9 ナレハトテ 126-11 シレハ 123-8 ユケハ 123-8 ワ

カ子ハ 123-10

〔連語ヲバ〕 アリサマヲハ 125-3 ミカトヲハ 126-9

〔助詞バヤ〕 マイラハヤ 123-5 申サハヤ 123-9

〔助詞バカリ〕 四シヤクハカリ 129-1 (注記部分)

〔助詞バシ〕<sup>(6)</sup>

\*例外(前掲「二二」)

〔助詞ハ〕 ホウリキニハ 127-12 コレハ 124-11 ホウカイノウチニハ 128-2

〔三4〕(フの使用法)

(1) (語頭のフ…/ふ/標示) 〔船〕フ子 130-4 〔冬〕フユ 124-3, 125-11 〔冬立〕フユダテル 125-6

〔降〕(シクレ)フリラク 123-6 〔振下〕フリサケシ 126-13 〔布留〕フル 123-7, 124-3, 124

-13, 125-2, -6, -9, 126-1, 127-3, -6, -6, 128-8, 129-5, -6 〔古事〕フル事 130-2 〔布留

野〕フルノ 123-10, 125-9

(複合語後部構成要素冒頭のフ) 〔節〕ヨリフシ 129-7 〔船〕御フネ 126-11 トヨフトジン 127-1



(2) (語中のフ…/bu/標示) [千磐破] チワヤフル 129-3 [藪] ヤフ 123-10 [山伏] 山フシ 123-1  
 …/mu/標示) [輪冠] ワカフリ 129-2 [侍] サンザブラウ 124-11<sup>7)</sup>

〔三5〕(くの使用法)

(1) (語頭のく…/e/標示) [経] ヤマトヂヲヘテ 123-5, カミノヨ、ヲヘテ 126-8 [隔] ヘタテ 128-1

(2) (語中のく…/be/標示) [辺] シルベ 123-2 ヨルヅ 128-6

[助動詞ベシ] 出へシ 129-1 (注記部分) ウチタツへシ 129-2 (注記部分) くナルへシ 129-1, -2 (注記部分)  
 ヤウアル事ナルへシ 125-1 コレナルベシ 126-8 タカ、ルへシ 128-1 ナニノフシンカ候へキ  
 124-14 くヤ候へキ 128-11 ドスへキナリ 128-5

\*例外 (前掲〔二4〕)

[給へ] カタリ給へ 125-1 キリ給へハ 130-5 ヲシエ給へ 125-5

[候へ] ウケタマワリタクコソ候へ 126-1

[整へ] ト、ノく 126-12

〔三6〕(ヒの使用法)

(1) (語頭のヒ…/ei/標示) [日] ヒ (ノヒカリ) 123-10 [肥] ヒノカワカシ 126-7, 130-3 [日向] ヒウ

ガ 126-10 [光] ミヒノヒカリ 128-15, ヒカリ 123-10, 129-8, -13, 130-3, -7 [惹] ヒカ

ン 127-12, -13, 129-10 [彦] ヒコノ山 123-3 [久方] ヒサカタノ 130-2 [久] ヒサシク

130-6 [浸] ヒタシツル 128-4 [聖] ヒシリ 128-9 [響] ヒンキ 124-4

(複合語後部構成要素冒頭のヒ) [開] ヲシヒラキテ 130-9 [神火] ミヒ 128-15

(2) (語中のヒ・…/hi/標示) [姫] イナダヒメ 130-3 [及] ヲヲヨヒタレ 125-4 [度々] タヒく 123-4  
 [旅人] タヒ人 125-4 [庭火] ニワヒ 129-12 [響] ヒノキ 124-4 [此度] コノタビ 123-4  
 「三七」 以上の他に仮名に井・エがある。へ一音一片仮名を、用字原理とした世阿弥はイ・エでこと足りたはずである。但し、使用事例が皆無ではない。例外ながら挙げて置く。  
 (井の使用法)

\*例外 [鳥居] トリ井 123-8 (類例に後述〔付〕の〔IV b〕がある。)

(エの使用法) 「布留之能」に確実な事例は見当たらない。(後述〔付〕〔II b〕)

#### 四 世阿弥自筆能本における用字原理の意味付け

音韻が史的に変化するという認識のなかった当時の人々にとって、同一の音韻を同一の仮名で書くのは自然である。う。

世阿弥自筆能本が上演をめざして書かれていることは、登場人物・太鼓・間狂言・謡方等の指示(この小論では紙幅上割愛)の存在が物語るところである。思うに世阿弥は「へどう書けば読み手が謡え、能を上演できるか」そのために有効な表記を求めて、へ一音一仮名へ一音一字体の用字法に至ったのであろうが、問題は、それがなぜ片仮名でなければならなかったのか、である。

平仮名は、古今和歌集以来、和歌和文の世界の文字とされ、視覚上の美しさが尊重され、多様な異体字が大切にされた。ハ行転呼音が一般化し、／○／＼／○／＼の合流が完成した後、藤原定家による和歌和文の表記のきまり——その工の和歌和文に対する定家の解釈を、どう書けば読み手に正しく伝えることが出来るか——が工夫実践された。その工

夫の中では様々の異体字が解釈同定の有効な手段として駆使された。アクセントの高低によって「*fo*」を「を」「お」と表記し分けたのは現在では周知のことであろう。さらに行阿以降のいわゆる定家仮名遣が、和歌・連歌の人々を軸に巾を効かせた。世阿弥もそれをしっかり身につけていた(前述「二六」)。短絡な解釈は慎まなければならないが、平仮名の世界、とりわけ和歌・連歌の世界では当時すでに相当程度まで定家仮名遣による表記の制約が固まっております、世阿弥自身もそれを習得していて、それを無視できず、〈一音一仮名〉〈一音一字体〉の實踐に平仮名は適切でない世阿弥は判断したのである。世阿弥にとって必要なのは解釈の同定ではない。一瞬にして消え去る音の連続によって形成されるイメージの美しさであったであろう。

発音に則して能本を仮名で書くことは、字音語に於いてこそ必要であったにちがいない。多出する字音語を漢字で書けば、語義は確実に伝わるが音の決定がかなり困難である。現行謡本<sup>⑨</sup>でも、例えば、睡眠・肩上・不香・群集・孝養・宮殿・…を、スイメン(生田)・ケンシヨウ(葛城)・フキヨウ(同上)・クンジュ(百万)・キョウヨウ(同上)・クウデン(楊貴妃)……と謡えという。なぜそう読まなければならないかを一つ一つ論証するのは至難の技であろう。字音語の〈音を決めてもらわなければ謡えない〉が過去に於いても現実ではなかったか。字音語標示の為の用字原理の確立こそが要請されたであろう。筆者には、それをここで論じる準備がない。動かないのは、世阿弥が現実に字音語を片仮名で書いているという事実である。これは、読み手の大夫がそれで困らなかった——恐らく漢字も語義も解り、直ちにその能を上演できたであろう——ことを示唆する。世阿弥から能本を贈られた金春大夫禅竹は仏教のみでなく漢字学に強かった。世阿弥から見ると当時能のプロたるものは、相当程度まで漢字・字音語に精通していなければならなかったことを、世阿弥自筆能本は物語っているのではなからうか。当時、片仮名は、漢文訓読のための補助的文字という漢字に対する隷属的立場からは独立してすでに久しいが、平仮名と異なり、漢字漢文の世界の文字という伝統

は依然として消えてはいなかったから、世阿弥はそれなりのプライドをもって、片仮名によって、〈一音一片仮名〉〈一音一字体〉の能本表記を実践したのではなかったか。

世阿弥自筆能本は、応永二十年(1413年)世阿弥五十一才執筆の「難波」から、六十才代の「盛久」「夕、ッ」「江口」「雲林院」「松浦」「阿古屋松」「布留」「柏崎」に至るまで、上述の〈世阿弥仮名遣〉とでも称せそうな用字法に撤して乱れない<sup>(10)</sup>。この事實は、当該の用字法が気紛なものでないこと、用字原理としてそれなりの意図のもとに実践されたことを示唆する。自分の書いた能本は、プロ用の《證本》であらねばならない。それなりの独自性が要請される。世阿弥自筆能本の用字原理は、そういう意識の所産ではなかったか。《秘伝》の意識も働いたであろう。

プロ用の能本が片仮名表記であったとして、それを読めないのは我々素人である。応仁期以降の現存謡本が漢字まじりの平仮名表記で定家仮名遣の色彩が濃厚であるのは、それらが、鬚筋の素人のために大夫が書いた謡本であり、素人向きに語義の理解を優先させた結果なのではあるまいか。ちまたに出回った謡本と大夫の本とが同一であったとは考えにくい。

字音語表記についての総てが残っている。表記の問題はそこに集中するであろう。

#### 注

(1) 調査対象とする文献の選択には、表章「世阿弥と禅竹の伝書」日本思想大系『世阿弥禅竹』の解説一九七四年四月を参照した。①②も同。

(2) 大野晋「仮名遣いの起源について」(国語と国文学一九五〇年十二月)馬淵和夫「定家仮名づかいと契沖仮名づかい」(一九五八年七月『続日本文法講座2表記編』所収、『国語史叢考』一九九六年十二月笠間書院に再収)、小松英雄『いろはうた 日本語史へのいざない』(中公新書一九七九年一月)、同『仮名文の原理』(一九八八年八月笠間書院)など。

- (3) 能「淡路」の金春流現行謡本における漢字表記による。  
 (4) 表章・後藤ゆう子「世阿弥の平仮名書の用字法の特徴(上)」八頁  
 (5) ちなみにマモル表記も併存する。「ハン子ンヨマモルワウニントイエルサウニンナリ(難波 103+5)」  
 (6) 助詞バシは「布留之能」に未詳。当該文献中の他の能の事例を引く。

「モシコノムメメイホクニテハシ候カ(難波 97-7)」  
 「ユメハシサマシ給ナヨ(難波 103-2)」

なお、当該(語中のハ: /ba/ 標示)のシハラク・サカキハの類例を「布留之能」以外の当該文献中から二三引く。

「コノナニワツエ御イリアリナカラコノムメメイホクカト御タツネ候コトハイマメカシキ御コトハカナ(難波 98-1)」: コトハは二箇所ともにコトバである。

「コノハナノニライ マタワヒラクルコトノハノ(難波 103-8)」: (コトノ)ハで語頭意識。

- (7) 「:サンザフラウ(松浦 109-2)」のフも/eu/ /u/ではなく、/bu/むしろ /nu/ 標示か。共に女性の詞である。

- (8) 注2の小松の文献

- (9) 金春流現行謡本による。

- (10) 筆者「トモアキラノ能——非世阿弥自筆説補考」(日本文学誌要55号一九九七年三月法政大学国文学会)

#### 付 世阿弥自筆能本における用字法上の例外諸事例

世阿弥自筆能本の用字原理(非字音語のばあい)を、調査対象を「布留之能」にしぼって、検討してきたこと、上述の通りである。これが、他の世阿弥自筆能本(ヨロホシノ古本・トモアキラノ能を除く)に共通かどうか一通り調査すると、当該の現象に関する限りでは、共通と見てさして問題は無さそうである。総じて世阿弥能本の用字原理は、非字音語について見る限り、相当能率のよいそれといえそうである。

とはいえ、上記の範囲で例外が皆無だというのではない。「布留之能」の諸事例列举の中で、助詞ハのハ表記(「二

2) 給へ・候へのへ表記〔二一四〕等を挙げて来た。以下、例外を列举する。事例の多いものから適宜列举する。

〔I〕(ワの期待される所にハと表記されているもの)

①助詞ハ …コレハ(布留 124-11) ケウハ(難波 95-7) 給ハ(阿古屋松 119-11) アルトキハ(江口 43-12, 43-13) 給

ナクハ(松浦 114-8) 御フセハ(松浦 112-4) フネハ(松浦 114-1) マツラガタハ(松浦 107-6 初出) 申ハ(江口 39

3, 雲林院 54-15) 山ハ(難波 95-3 初出) ヨノナカハ(松浦 114-4)

カハ イツノヨニカハワスルヘキ(柏崎 75-10)

スハ ホンクワンアヤマリ給ワスハ(柏崎 82-4)

テハ ナレテハ(阿古屋松 115-6)

デハ アサユウコリヨクタキ、ナラテハ(阿古屋松 116-12)

トハ ハナワカ、トンセイトハ(柏崎 74-13) カ、ミノミヤトハ(松浦 109-6)

ニハ ホウリキニハ(布留 127-12)

助詞ハのハ表記は、シテの名のり部分、舞の上羽部分といった比較的大切な場面にも表れる。不用意な書き間違いとして処理可能か否か疑問。ハと書かなければならないならんらかの理由、ワと同一でない発音指示の可能性を探るべきか。

一方、ヨノナカハ(松浦 114-4) 給ハ(松浦 114-8) は古歌引用部分である。典拠の表記を尊重することもあったか。

②「音羽山」ヲトハ山(盛久 二〇) …個別の事例である。この語の調査が必要。「音羽山」に限り、それも当該箇所限り、第三音節を世阿弥がワでなくハと謡わなかったと言い切るのは難しい。

ちなみに、フ子ノウエヨリカツハトミヲナケテ（松浦 114-10）…ツは促音、ハは /pa/ 標示。

〔II a〕（エと期待される所にへと表記されているもの）

- ① 給へ …インダウシ給へ（盛久 13-14）ヲホシメシヤラせ給へ（柏崎 75-17）カタリ給へ（布留 125-1）（ヲ）、シエ給へ（布留 125-5）ソコノキ給へ（雲林院 50-14）マチ給へ（難波 102-6、-6）ユメヲマチ給へ（雲林院 53-5）マモラせ給へ（柏崎 76-11）ミせ給へ（雲林院 54-8, 56-4）ヲシエ給へ（難波 97-2）アラワレ給へトモ（松浦 111-14）カタリ給へトヨ（柏崎 75-9）サツケ給へトヨ（松浦 111-15）申テタハせ給へトヨ（タ、ツ 31-14）ヲカマせ給へトヨ（松浦 109-6）キリ給へハ（布留 130-5）エタヲタヲリ給へハ（雲林院 51-2）子カイヲカナへ給へヤ（柏崎 82-9）ユメヤミ給へル（盛久 15-15）

給へのへ表記も各能に分布。動詞による偏りはない。「エ」表記は、「スデニリヨシユクヲイデタマエハ（松浦 111-7）」「シハラクマタセタマエトヨ（松浦 112-5）」のほか現在のところ管見に入らない。「へ」表記「給へ」が支配的。そこに助詞ハのハ表記との相違がある。命令・已然両形がある。世阿弥の発音が「エ」表記を拒んだことの反映かと見るが詳らかにし得ない。

- ② 候へ …タテ、給候へ（盛久 10-14）タテ候へ（盛久 10-15）申サレ候へ（盛久 16-2）カエリ候へ（タ、ツ 27-10, 31-7）ナリテ候へ（タ、ツ 27-12）ゴランセラレ候へ（江口 40-10）ゴラン候へ（江口 40-12）ユメヲマチテゴラン候へ（雲林院 53-3）御申候へ（柏崎 74-6）御タツ子候へ（松浦 109-3）御カタリ候へ（松浦 110-7）コナタエマイリ候へ（阿古屋松 115-8）チカクヨリ候へ（阿古屋松 116-8）イワレアレハトク申候へ（阿古屋松 117-11）候へトヨ… 御イテ候へトヨ（盛久 14-13）候へドモ…御スカタミマイラセタクワ候へトモ（柏崎 76-2）イマニハシメヌコトニテ候へトモ（柏崎 76-14）トシ

ヒサシクトウシヨニワスミテ候へトモ (難波 97-3)

候へバ： 御ワタリ候へハ (盛久 12-15) クチヲシク候へハ (盛久 13-3) クチヲシ候へハ (盛久 12-13) チヤウモ  
ン申候へハ (盛久 13-17) 子シクワンシテ候へハ (盛久 13-3) ヨクヨクミテ候へハ (柏崎 79-11) コレカナコリ  
ニテ候へハ (盛久 10-13) イノチノカキリニテ候へハ (盛久 13-11) モミチノサカリニテ候へハ (阿古屋松 115-4)  
キコエタル名所ニテ候へハ (松浦 107-7)

ゾシ候へ： アコヤノマツノザイ所ワイツクソヲシエ候へ (阿古屋松 116-9)

コソシ候へ： ウケタマワリタクコソ候へ (布留 126-1) ソノミカナイテコソ候へ (盛久 13-5) 事タラスコソ候へ  
(盛久 13-10) タノモシクコソ候へ (盛久 13-17) シトコソ申ツタエテ候へ (江口 40-12) コレコソマツラカワニ  
テ候へ (松浦 109-4) シコソ：マイリテ候へ (柏崎 74-15) コレコソ：ノアトニテ候へ (雲林院 52-14)

①の「給へ」と同様である。

③ [整] ト、ノへ (布留 126-12)

[唱] トナヘテ (盛久 15-4)

[適] カナへ (柏崎 82-6, -9)

個別事例。前掲「I」②と同様。但しナ行音に続くエを回避する傾向の有無が残る。

④ [越] 山ヲコへ (盛久 12-8)

[越] はコエが普通。「せキコエテ (難波 95-6)」

「II b」 (エの期待される所にエと表記されているもの)

⑤ [栄華] エイクワ (難波 98-6) …「エイクワ (難波 103-3)」も併存。字音語の表記として別に考察されなければ



50 なるまい。「難波」は応永二十年、世阿弥五十一才の筆。当該文献所収の他の能本に比し、「難波」のみ執筆時期が十

年以上さかのぼる。用字法の固まり方に緩さがなかったか、一通りの検討は必要であろうが、前項④もある。現在のところ「難波」を用字法上別扱いする必要は無さそうである。

〔Ⅲ〕(ウの期待される所にフと表記されているもの)

①〔武士〕モノ、フ(盛久 14-6) ∷ 現行も「フ」と謡う(例えば現行金春流謡本「千手」など)。こういう事例の存在は、個別の諸事例を処理する際の方向を示唆するものである。

〔Ⅳa〕(イの期待される所にヒと表記されているもの)

①〔鶯〕ヲリシモニナクウクヒスノハルノキヨク(難波 101-12)

ハルノウクヒスノマイノキヨク(難波 102-5)

字音語では無いが、前掲〔Ⅱb〕⑤の類例。一方、ウクイス表記は「難波」「雲林院」に「ムメカエニキイルウクイス(難波 103-11)」「エタヲコツタウウクイスノ(雲林院 50-10)」とある。

〔Ⅳb〕(イの期待される所に井と表記されているもの)

①〔鳥居〕トリ井(布留 123-8)

〔雲居〕クモ井(盛久 12-10)

〔長居〕ナカ井ワソレアリナカイワソレアリ(盛久 18-9)

〔旅居〕旅井シテ(阿古屋松 119-3) タヒ井ノヤユウ(阿古屋松 120-15)

〔井〕キリノハナサク井ノウエノ(柏崎 78-4) ∷ 「井」は漢字表記とも。

〔紅〕クレナ井(雲林院 54-3) ∷ クレナイノハカマ(雲林院 48-5)も併存。

〔V〕（ヲと期待されている所にホと表記されているもの）

①〔覚〕ヲモホエス（雲林院 53-13）

〔顔〕アリカホ（松浦二〇一〇）∴アサカヲ（松浦二二一）も併存。